(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その７　１２か月～５か月契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		17,380	16,350	15,320	14,280	13,250	12,220	11,190	10,150
	自家用		15,370	14,510	13,640	12,780	11,910	11,050	10,180	9,320
営業用乗用自動車	個人を除く		22,650	21,180	19,710	18,240	16,760	15,290	13,820	12,350
	個人		22,650	21,180	19,710	18,240	16,760	15,290	13,820	12,350
自家用乗用自動車			6,890	6,730	6,570	6,420	6,260	6,100	5,940	5,780
けん引普通貨物自動車及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	13,030	12,360	11,690	11,020	10,350	9,680	9,010	8,340
		最大積載量が２トン以下のもの	12,420	11,800	11,180	10,560	9,940	9,320	8,710	8,090
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	13,030	12,360	11,690	11,020	10,350	9,680	9,010	8,340
		最大積載量が２トン以下のもの	12,420	11,800	11,180	10,560	9,940	9,320	8,710	8,090
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		8,350	8,070	7,790	7,510	7,230	6,950	6,670	6,390
	自家用		8,350	8,070	7,790	7,510	7,230	6,950	6,670	6,390
小型二輪自動車			5,150	5,140	5,120	5,110	5,100	5,080	5,070	5,060
軽自動車	検査対象車		5,530	5,480	5,440	5,390	5,350	5,300	5,260	5,220
	検査対象外車		5,190							
原動機付自転車			5,150							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,120	5,110	5,100	5,090	5,080	5,070	5,060	5,040
緊急自動車			5,160	5,140	5,130	5,120	5,100	5,090	5,070	5,060
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,210	5,190	5,170	5,160	5,140	5,120	5,100	5,080
	(ロ) 小型二輪自動車		5,150	5,140	5,120	5,110	5,100	5,080	5,070	5,060
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,180	5,160	5,140	5,130	5,110	5,100	5,080	5,070
		検査対象外車	5,170	5,150	5,140	5,130	5,120	5,100	5,090	5,080
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,020	5,020	5,020	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000
	(ロ) 教習用自動車		5,020	5,020	5,020	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,370	5,340	5,300	5,270	5,240	5,210	5,180	5,150
		b 小型二輪自動車	5,080	5,070	5,060	5,050	5,050	5,040	5,030	5,030
		c 軽自動車 検査対象車	5,080	5,070	5,060	5,050	5,050	5,040	5,030	5,030
		c 軽自動車 検査対象外車	5,050							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
検査対象外被けん引軽自動車			5,040							

（注）１．本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その８　４か月～５日契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		9,120	8,090	7,060	6,020	
	自家用		8,450	7,590	6,720	5,850	
営業用乗用自動車	個人を除く		10,880	9,410	7,930	6,460	
	個人		10,880	9,410	7,930	6,460	
自家用乗用自動車			5,620	5,470	5,310	5,150	
けん引普通貨物自動車及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	7,670	7,000	6,330	5,660	
		最大積載量が２トン以下のもの	7,470	6,850	6,230	5,610	
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	7,670	7,000	6,330	5,660	
		最大積載量が２トン以下のもの	7,470	6,850	6,230	5,610	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		6,110	5,830	5,550	5,270	
	自家用		6,110	5,830	5,550	5,270	
小型二輪自動車			5,040	5,030	5,020	5,000	
軽自動車	検査対象車		5,170	5,130	5,080	5,030	
	検査対象外車						
原動機付自転車							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,030	5,020	5,010	5,000	
緊急自動車			5,050	5,030	5,020	5,000	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,060	5,050	5,030	5,010	5,000
	(ロ) 小型二輪自動車		5,040	5,030	5,020	5,000	5,000
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,050	5,040	5,020	5,010	5,000
		検査対象外車	5,060	5,050	5,040	5,020	5,020
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,000	5,000	5,000	5,000	
	(ロ) 教習用自動車		5,000	5,000	5,000	5,000	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,120	5,090	5,050	5,020	
		b 小型二輪自動車	5,020	5,010	5,000	5,000	
		c 軽自動車 検査対象車	5,020	5,010	5,000	5,000	
		c 軽自動車 検査対象外車					
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,000	5,000	5,000	5,000	
検査対象外被けん引軽自動車							

（注）１．本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。